別紙２

意見公募要領

１　意見公募対象

　・「電気通信事業法第３０条第１項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」（案）

２　資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（http://www.e-gov.go.jp）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて報道資料を配布するものとします。

３　意見の提出方法

　１　下記（１）～（３）

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

　２　下記（４）

　　意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

　　なお、提出意見は日本語で記入してください。

|  |
| --- |
| (１)郵送する場合  〒１００－８９２６　東京都千代田区霞が関２－１－２  総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課基幹通信係　宛て  併せて、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の光ディスク等の条件は、次のとおりです。  ○光ディスク　　：コンパクトディスク  ○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Ｗｏｒｄファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）  ○光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。  なお、送付いただいた光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。 |
| (２)ＦＡＸを利用する場合  ＦＡＸ番号：０３－５２５３－５８３８  総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課基幹通信係　宛て　※担当に電話連絡後、送付してください。  なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。 |
| (３)電子メールを利用する場合  電子メールアドレス：n-line<atmark>ml.soumu.go.jp  （注）迷惑メール防止対策のため「@」を「<atmark>」と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。  総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課基幹通信係　宛て  ※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Ｗｏｒｄファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。））として提出してください。  なお、電子メールの受取可能最大容量は、５ＭＢとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。 |
| (４)電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合  添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、（３）の方法により提出してください。 |

４　意見提出期限

平成24年３月23日（金）17時必着（郵送の場合も、同日付け必着とします。また、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

５　留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（[e-Gov]の意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）。

提出された意見は、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（http://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

別紙様式

意見書

平成　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部　事業政策課　宛て

郵便番号

（ふりがな）

住所

（ふりがな）

氏名（注１）

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法第３０条第１項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

注３　別紙にはページ番号を記載すること